（様式１）

一般競争入札参加申請書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

解体工事の資格総合点数　　　　　　　点

「令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事」の入札に参加したいので、申請に要する資料を添えて申請します。

１　申請に要する資料

令和７年６月16日付け公告５及び入札説明書２に掲げる資格を有することを証する書類、経営事項審査結果通知書並びに納税証明書

（別紙様式）

**入　 札 　書（第　　回）**

令和　　年　　月　　日

　長野県知事　阿部　守一　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印）

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 | 令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事 |
| 工事箇所名 | 長野市篠ノ井布施高田 |
|  | 　 |
| 備　　　考 |  |

（別紙様式）

**見　 積　 書（第　　回）**

令和　　年　　月　　日

　長野県知事　阿部　守一　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印）

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり見積もります。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 | 令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事 |
| 工事箇所名 | 長野市篠ノ井布施高田 |
| 見積金額 | 　 |
| 備　　　考 |  |

（別紙様式）

**入　札　辞　退　届**

令和　　年　　月　　日

　長野県知事　阿部　守一　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

次の工事について、下記の理由により入札を辞退します。

　　　　　　　　工事名　　令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事

　　　　　　　　工事箇所名　　長野市篠ノ井布施高田

記

委　　　任　　　状

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　　様

委任者

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

（届出済代理人氏名　　　　 　　　　　 印）

下記のとおり権限を代理人（復代理人）に委任します。

記

１　工事名　　　令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事

２　委任事項　　入札及び見積りに関すること

３　受任者

(1) 住　　　　所

(2) 名　　　　称

(3) 職氏名及び使用印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　　様

住　　所

（所在地）

氏　　名 印

（名称及び代表者名）

　長野県が実施する「令和７年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事」に係る入札への申込みに当たって、下記の事項を誓約します。

　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

１　現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号）第120条第１項に規定する者に該当しません。

２　建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により営業停止の処分を受けている者に該当しません。

３　長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者に該当しません。

４　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者に該当しません。

５　自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者に該当しません。

６　契約の相手方として不適当な行為をする次の者に該当しません。

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて県の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他（１）から（４）に準じる行為を行う者